

記載例

芦屋市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給申請書兼請求書

芦屋市長 宛

所在地 大阪市●区●●1-1-1

1 申請者名称 社会福祉法人 芦屋会 (法人名) 代表者 理事長 芦屋 太郎



芦屋市介護サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて事業継続支援金の支給を申請します。
なお、申請する収入額等申請内容に変更が生じた場合は、ただちに届け出ます。

Application form table with sections for applicant info, business details, income status, and bank account info. Includes circled numbers 1-7 and a red stamp.

- (添付書類)
[] 収入額のわかる書類
[] 持続化給付金関係書類
[] その他 ()

Table for (市記入欄) with columns for 審査 (Review) and 支給決定・却下 (Payment Decision/Refusal), and 支給決定額 (Payment Decision Amount) in Yen.

【記載上の注意】

- ① 法人の主たる事務所の所在地・法人の代表者等記載し、印は債権者登録と同一のものに限ります。
- ② 「事業の種類」：介護保険サービス、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に規定するサービスのうち、対象となる事業の種類等について記載してください（別表1をご確認いただき該当の事業を記載してください。）。

「区分」：事業所で実施する事業のうち **支給要件に該当する事業（収入が20%以上減少）** を記載し、該当する区分に「○」を入れてください。

「開設年月日」：事業所開設日と対象となる事業を開始した日が異なる場合は、対象となる事業を開始した日を記載してください。

- ③ 基準月及び対象月に該当する月を記載し、当該月のそれぞれの収入額を記載してください。**収入額については、申請する事業の種別により異なります。**
※芦屋市の利用者のみに係る収入ではありませんのでご注意ください。

介護保険サービス	介護給付費 予防給付費 第1号事業支給費
障害福祉サービス	介護給付費 訓練等給付費
移動支援、日中一時支援	利用者の居住する市区町村の規定に基づき支給された給付費
地域活動支援センター	生産活動等より得た収入
児童福祉法に規定するサービス	障害児通所給付費

- ④ 今回の支援金については、**新型コロナウイルス感染症拡大によるもの以外の収入減少の場合は、対象となりません。**
- ⑤ 持続化給付金の支給要件に該当する法人で、当該給付額が30万円以上の場合は、支給対象外です。
- ⑥ 請求額については、持続化給付金の給付が決定しており、その額が30万円未満の場合は、30万円から当該給付額を控除した額になります。
- ⑦ 初めて芦屋市に債権者登録をされる法人又は芦屋市に届出されている金融機関以外の口座を指定される法人は、別添の債権者登録申請書も併せてご提出ください。

◆申請書提出先◆

申請書中、「支給対象事業の種類」欄にある「○」をいれていただいた「区分」により申請書提出先は下記の通りとなります。

介護保険法に規定するサービス事業	高齢介護課
障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業	障がい福祉課
児童福祉法に規定するサービス事業	子育て支援課こども担当

芦屋市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給対象事業

介護保険サービス

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ・居宅介護支援 | ・訪問介護 | ・訪問看護 |
| ・訪問入浴介護 | ・訪問リハビリテーション | ・短期入所生活介護 |
| ・短期入所療養介護 | ・通所介護 | ・通所リハビリテーション |
| ・特定施設入居者生活介護 | ・介護老人福祉施設 | ・介護老人保健施設 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | ・夜間対応型訪問介護 |
| ・認知症対応型通所介護 | ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 |
| ・看護小規模多機能型居宅介護 | | |

●介護予防

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| ・介護予防支援 | ・訪問看護 | ・訪問入浴介護 |
| ・訪問リハビリテーション | ・通所リハビリテーション | ・短期入所生活介護 |
| ・短期入所療養介護 | ・特定施設入居者生活介護 | ・認知症対応型通所介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 | |

●総合事業

- | | | |
|------------|------------|----------------|
| ・第 1 号訪問事業 | ・第 1 号通所事業 | ・第 1 号介護予防支援事業 |
|------------|------------|----------------|

●地域密着型

- | | | |
|-------|--------------|------------------|
| ・通所介護 | ・特定施設入居者生活介護 | ・介護老人福祉施設入所者生活介護 |
|-------|--------------|------------------|

※上記サービス事業のうち以下に示す組み合わせについては同一事業と見なします。

- (1) 居宅介護支援, 【介護予防】介護予防支援, 【総合事業】第 1 号介護予防支援事業
- (2) 訪問介護, 【総合事業】第 1 号訪問事業
- (3) 訪問看護, 【介護予防】訪問看護
- (4) 訪問入浴介護, 【介護予防】訪問入浴介護
- (5) 訪問リハビリテーション, 【介護予防】訪問リハビリテーション
- (6) 通所介護, 【総合事業】第 1 号通所事業
- (7) 通所リハビリテーション, 【介護予防】通所リハビリテーション
- (8) 短期入所生活介護, 【介護予防】短期入所生活介護
- (9) 短期入所療養介護, 【介護予防】短期入所療養介護
- (10) 特定施設入居者生活介護, 【介護予防】特定施設入居者生活介護
- (11) 【地域密着型】通所介護, 【総合事業】第 1 号通所事業
- (12) 認知症対応型通所介護, 【介護予防】認知症対応型通所介護
- (13) 小規模多機能型居宅介護, 【介護予防】小規模多機能型居宅介護
- (14) 認知症対応型共同生活介護, 【介護予防】認知症対応型共同生活介護

障害福祉サービス・地域生活支援事業

- | | | |
|--------------------|-------------|-----------|
| ・居宅介護 | ・重度訪問介護 | ・同行援護 |
| ・行動援護 | ・療養介護 | ・生活介護 |
| ・短期入所 | ・重度障害者等包括支援 | ・施設入所支援 |
| ・自立訓練 | ・就労移行支援 | ・就労継続支援 |
| ・就労定着支援 | ・自立生活援助 | ・共同生活援助 |
| ・相談支援 | ・移動支援事業 | ・日中一時支援事業 |
| ・地域活動支援センターを運営する事業 | | |

障がい児通所サービス

- | | | |
|---------|-------------|-----------|
| ・児童発達支援 | ・放課後等デイサービス | ・保育所等訪問支援 |
|---------|-------------|-----------|